



## 第 11 次

# 春日井市交通安全計画

2021 年度（令和 3 年度）～2025 年度（令和 7 年度）

～交通事故のない安全で明るいまち春日井を目指して～



春日井市  
kasugai City

**I 計画の基本方針**

1 現況	1
2 基本方針	3
3 交通安全計画における目標	4
▶ 第11次春日井市交通安全計画の体系	4

**II 施策**
**第1節 道路交通環境の整備**

▶ 1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	6
▶ 2 幹線道路における交通安全対策の推進	7
▶ 3 交通安全施設の整備事業の推進	8
▶ 4 高齢者等の移動手段の確保・充実	9
▶ 5 自転車利用環境の総合的整備	10
▶ 6 交通需要マネジメントの推進	11
▶ 7 災害に備えた道路交通環境の整備	12
▶ 8 総合的な駐車対策の推進	13
▶ 9 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14

**第2節 交通安全思想の普及徹底**

▶ 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
▶ 2 効果的な交通安全教育の推進	18
▶ 3 交通安全に関する普及・啓発活動の推進	19
▶ 4 交通安全に関する民間団体の主体的活動及び住民の参加・協働の促進	23
▶ 5 暴走族等対策の推進	24

**第3節 救助・救急活動の充実**

▶ 1 救助・救急体制の整備	25
▶ 2 救急医療体制及び協力関係の確保	27

**第4節 被害者支援の充実と推進**

▶ 1 交通事故相談等の充実	28
----------------	----

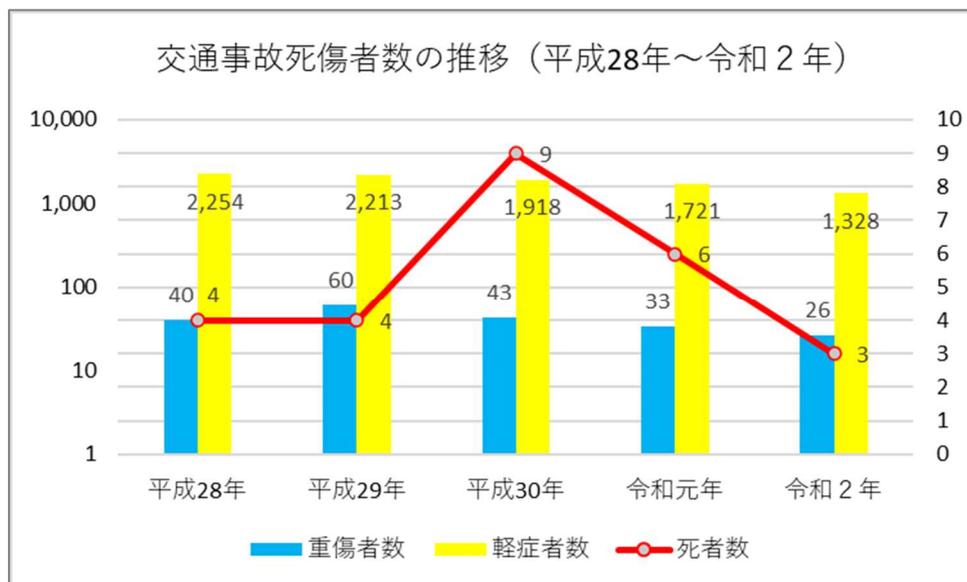
**III 計画の推進体制**
**IV 参考資料**

# 1 現況

市内における過去 10 年の年間交通事故死者数は、10 人以下で増減を繰り返しながら推移しており、令和 2 年には 3 人と統計上過去最少を記録した。

また、負傷者を含めた人身事故全体では、平成 18 年の 2,936 人を最多に、減少傾向となっており、同じく令和 2 年には 1,357 人と平成以降の過去最少を記録した。

第 10 次交通安全計画期間の 5 年間では、交通死亡事故が合計 25 件発生し、26 人の尊い命が失われた。事故状況では自転車と車両との衝突事故が 9 件と最多で全体の約 3 分の 1 を占め、その内高齢者(65 歳以上)が犠牲となっている件数が 4 件と、高齢者が関係する重大事故が多発の傾向にあった。また、人身事故の主な原因は、運転者の前方不注意や右左折時及び一時不停止などの安全不確認など基本的な交通ルール違反によるものが多く、いずれの事故も安全行動をとれば防げたと推察されるものであった。



こうした中、市内の運転免許保有者数は 21 万人を超えていることから、自家用車を利用した移動に依存する傾向が強いがうかがえ、加えて国道 19 号等の幹線道路の通過交通や、高齢化社会の進展に伴う高齢者が関わる事故、未就学児を始めとする子どもが関係する事故など、交通環境は厳しい状況にある。

そこで、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちを目指すため、市民一人ひとりが、思いやりを持って、交通安全意識の高揚に努めることが必要となっている。

このため、春日井市交通安全推進協議会を中心として、各種団体や関係機関の協力を得て交通安全啓発活動を展開するとともに、交通安全委員や交通安全指導員を中心に地域一体となった街頭での監視活動の充実、シルバーリーダーによる高齢者に対する交通安全知識の普及などにより、市民が一丸となって交通事故防止に努めている。また、交通の流れを妨げない安全で快適な道路づくりを目指し、道路管理者、警察などの関係機関が連携を密にしながら、交通安全施設の整備や道路形態及び地域の状況に応じた交通規制の実施等を推進している。

救助・救急業務については、消防署、各出張所における迅速な救急活動に努めるとともに、医療機関との連携強化を図り、要救護者の救護体制を整備している。

交通事故被害者の救済対策としては、定期的な交通事故相談を実施している。

## 2 基本方針

高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が要請される中、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民全ての願いである“安全で安心して暮らせる社会”を実現することが重要である。

まして、交通事故による被害者数が依然として多い状況であることから、交通安全の確保は、安全で安心して暮らせる社会の実現を図って行くために極めて重要であり、更なる対策の実施が必要である。

このため、本計画では人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本に、**究極的には交通事故のない社会を目標**とした上で、「**道路交通環境の整備**」「**交通安全思想の普及徹底**」「**救助・救急活動の充実**」「**被害者支援の充実と推進**」の4つを基本方針とし、取り組んでいく内容を具体的な施策として明らかにする。

### 基本方針① 道路交通環境の整備

自動車交通を担う幹線道路等と、歩行者中心の生活道路との機能分化を進め、生活道路の安全の推進に取り組む。また、子どもや高齢者を事故から守り、全ての人々が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の充実を図る。

### 基本方針② 交通安全思想の普及徹底

幼児から高齢者に至るまで各世代に応じて、体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、各季の交通安全運動期間を中心に様々な機会を捉えた効果的なキャンペーン等の啓発活動を実施し、特に高齢者自身の交通安全意識の向上を図るほか、他の世代に対しても子どもや高齢者の行動特性を知らせ、交通弱者に配慮する意識を高めるための啓発活動を推進する。

### 基本方針③ 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に留めるため、救助・救急活動の迅速性及び救急医療体制を確保する。

### 基本方針④ 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者の支援を的確に行うため、交通事故相談等の充実を図る。

### 3 交通安全計画における目標

#### 目標

- ① 年間の24時間死者数を5人以下
- ② 交通事故重傷者数を25人以下

交通事故のない社会を実現することが目標であるが、本計画においては、交通事故による年間の24時間死者数を5人以下に、また、交通事故重傷者数を25人以下とすることを目指すものとする。

#### 道路交通環境の整備

- 1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 2 幹線道路における交通安全対策の推進
- 3 交通安全施設の整備事業の推進
- 4 高齢者等の移動手段の確保・充実
- 5 自転車利用環境の総合的整備
- 6 交通需要マネジメントの推進
- 7 災害に備えた道路交通環境の整備
- 8 総合的な駐車対策の推進
- 9 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

#### 交通安全思想の普及徹底

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 効果的な交通安全教育の推進
- 3 交通安全に関する普及・啓発活動の推進
- 4 交通安全に関する民間団体の主体的活動及び住民の参加・協働の促進
- 5 暴走族等対策の推進

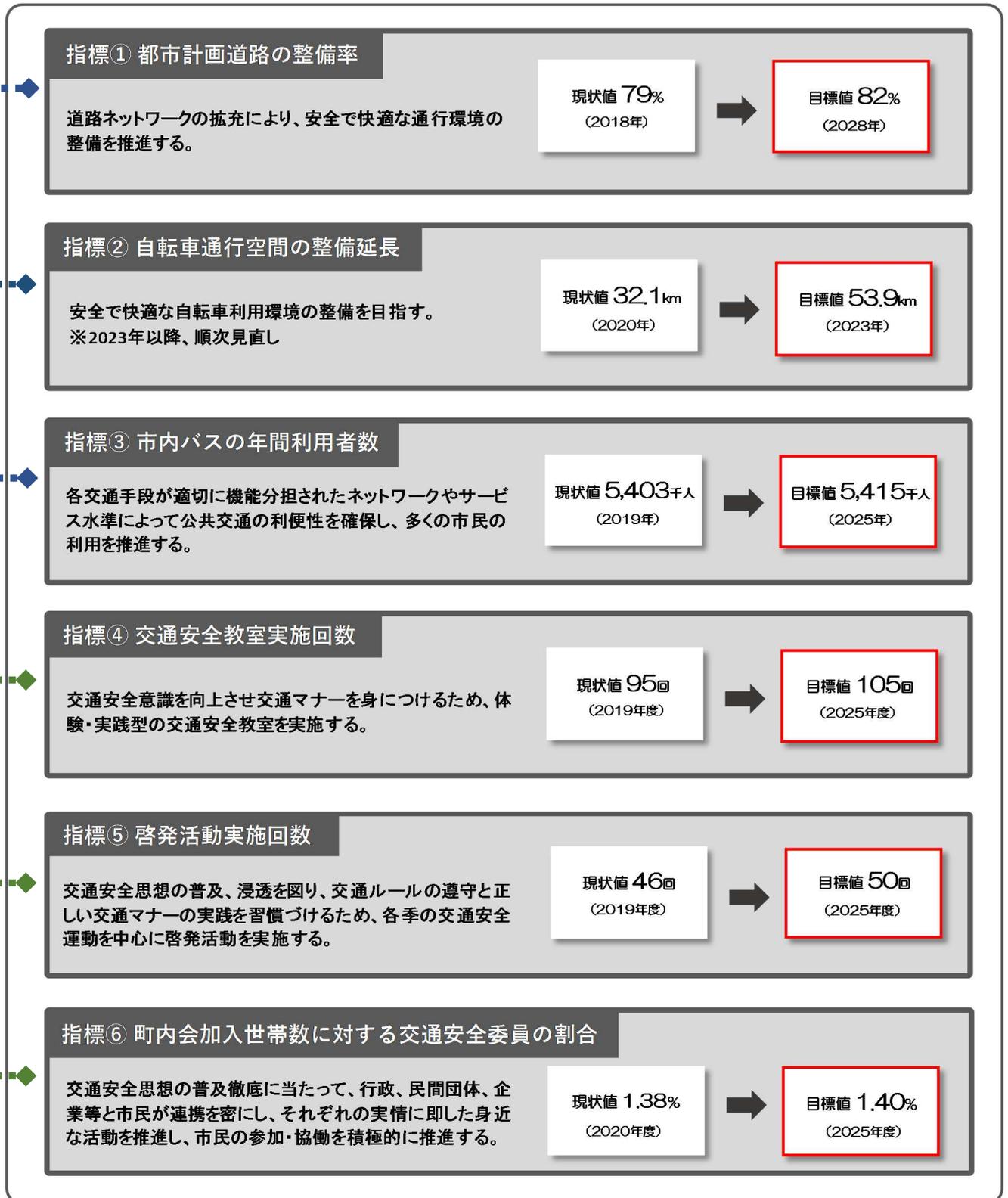
#### 救助・救急活動の充実

- 1 救助・救急体制の整備
- 2 救急医療体制及び協力関係の確保

#### 被害者支援の充実と推進

- 1 交通事故相談等の充実

● 主な施策の進捗管理を行うため、成果指標を設定する。



## 第1節 道路交通環境の整備

### 1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

交通事故の発生状況や地域等からの意見に基づき、交通事故発生が危惧されるエリアを中心に、交通安全設備の整備などの安全対策を実施するとともに、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

#### (1) 生活道路における交通安全対策の推進

歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会による交通規制の実施を含め、警察と連携して生活道路における通過車両の抑制対策を実施します。また、見やすく分かりやすい道路標識・表示の整備、啓発看板の設置を推進します。

#### (2) 通学路における交通安全の確保

通学路の交通安全を確保するため、警察、教育委員会、道路管理者等の関係機関が連携し、春日井市通学路安全対策プログラムに基づく定期的な点検等を行い、道路交通実態に応じ、ハード・ソフト両面から必要な対策を推進します。

#### (3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間の整備

高齢者や障がい者を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅や公共施設等周辺において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差等の改善等、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備します。

#### (4) 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、春日井市無電柱化推進計画を策定して事業を推進します。

## 2 幹線道路における交通安全対策の推進

事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間を選定し、円滑な道路交通環境の整備を行うとともに、重大な事故が発生した地点においては、事故原因に即した交通安全対策を立案・実施します。

### (1) 事故危険箇所対策の推進

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間を事故危険箇所として、歩道の整備、交差点改良、危険な運転を抑制するカラー舗装や路面標示、視線誘導標の設置等の対策を推進します。また、地域住民に対し、事故危険箇所であることの注意喚起を行います。

### (2) 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した場合は、速やかに事故原因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

### (3) 適切に機能分担された道路網の整備

通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進します。また、幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路等の整備を行います。

### (4) 道路の改築による交通事故防止の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、交差点のコンパクト化、立体交差化を推進するほか、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示す路面標示等の整備を推進します。また、交通混雑が激しい駅周辺において歩行者空間の拡大を図るため、交通広場等の総合的な整備を推進します。

### 3 交通安全施設の整備事業の推進

事故実態の調査・分析を行うとともに、地域住民や道路利用者からの意見を踏まえて、道路や交通安全施設の整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

#### (1) 交通安全施設の戦略的維持管理

整備後長期間が経過した道路設備の長寿命化対策のため、老朽施設の更新や、修繕計画を策定し整備を推進します。

#### (2) 交通円滑化と安全対策の推進

交通安全に資するため、警察と連携・協議し、交差点改良や駐車対策を実施することにより、交通の円滑化を推進します。

#### (3) 道路交通環境整備への市民参加の促進

地域住民の主体的な交通安全施設等の点検を促進するとともに、ホームページを活用して、道路利用者等からの意見を道路交通環境の整備に反映します。

## 4 高齢者等の移動手段の確保・充実

鉄道や路線バス、かすがいシティバスなどの多様な公共交通が整備されていることを踏まえ、春日井市地域公共交通計画の基本理念である「心地よくつながる公共交通網 ～より暮らしやすい“ライフタウン”春日井へ～」の実現を目指します。

### (1) 公共交通網の形成

利便性の高い鉄道と路線バスを活かし、名古屋市方面を始めとした周辺都市や都市機能が集積する鉄道駅周辺、春日井市民病院や商業施設などの市民生活を支える主要な施設に便利に移動できる公共交通網を形成します。

市民の公共交通による外出機会を創出するため、全ての人が、安全・快適に公共交通の乗車待ちや車両への乗降ができるように、利用者の多い駅やバス停の交通結節機能の向上を図ります。

### (2) 移動手段の確保

高齢者などの市民生活を支え続けるため、地域の需要や地形条件などの特性を踏まえながら、シティバスを始めとした多様な交通手段を活用して、より多くの市民の移動手段を効率的に確保する、持続可能な公共交通体系を形成します。

## 5 自転車利用環境の総合的整備

自転車の安全利用を促進し、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方の普及を図るとともに、安全で快適な自転車利用の環境を創出します。

### (1) 安全安心な自転車通行環境の形成

自転車の安全安心な通行空間の形成のため、自転車が安全に通行できる空間を整備するとともに、交通ルールが一目でわかるよう案内サインの整備などを行います。また、整備した自転車通行空間などの通行方法を理解し、遵守するよう啓発を行うとともに、通行空間が機能するように自動車運転者の理解を得るよう努めます。

こうした取組みとともに、自転車利用におけるルール・マナーの啓発活動を推進します。

### (2) 駐輪場環境の「質」の向上

駐輪場環境の質の向上のため、老朽化した駐輪場の更新や、サイクリングの自転車が停められる駐輪場の整備、子育て環境に配慮した駐輪場の整備などに取り組むとともに、放置禁止区域での放置自転車の抑制などを図ります。

## 6 交通需要マネジメントの推進

運転手など交通事業を支える人の不足が懸念される中で、公共交通を支え続けるため、市民を始めとした関係者の自発的な行動を促進します。

### (1) 公共交通機関利用の促進

今後の人口減少や運転手不足の進行が懸念される中、将来にわたり公共交通の利便性を確保し続けるため、市民、地元企業、交通事業者、大学等研究機関及び行政などの多様な主体が連携し、運転手の確保やより多くの市民の利用を促進する体制や取組みを強化します。

### (2) エコモビリティライフの普及・促進

地球環境にやさしい行動を積極的に行う日「エコライフDAY」を啓発し、自家用車と公共交通機関、自転車、徒歩等を賢く使い分けるライフスタイル（エコモビリティライフ）への転換を図ります。

## 7 災害に備えた道路交通環境の整備

災害の発生に備えて救護・救助活動等の円滑な実施に必要な道路交通を確保するとともに、災害が発生した場合は、道路状況等を迅速かつ広く周知するために、あらゆる広報媒体を用いて情報を提供します。

### (1) 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨等の災害が発生した場合には、安全で安心な生活を支える道路交通を確保し、南海トラフ地震の発生の危険性が指摘されている状況を踏まえ、大規模地震の発生時においても、救援・救護活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路の通行を確保するため、橋梁の耐震補強等危険箇所対策及び無電柱化を推進します。

### (2) 災害発生時における交通規制

災害発生時の混乱を最小限に抑えるため、必要に応じた緊急交通路を確保するとともに、被災地域への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施するよう関係機関に要請します。

### (3) 災害発生時における交通情報提供の充実

災害が発生した場合は、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集し、広報車やインターネット、メール配信等を活用して道路交通情報の提供を推進します。

## 8 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

### (1) 駐車場整備の促進

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、一定規模以上の開発行為等に伴う駐車場の整備を促進します。

### (2) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

違法駐車の排除と自動車の保管場所の確保に関し、広く広報、啓発活動を行うとともに、関係機関、団体との連携を図り、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。

## 9 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

道路上での交通事故を防止し、安全で安心して道路を通行できるための対策を実施します。

### (1) 道路の使用及び占有の適正化等

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占有の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件の維持管理の適正化について指導します。また、道路管理者による計画的な道路パトロールにより、道路交通に支障を与える不法占有物件の撤去を行います。さらに、道路の掘り返しを伴う占有工事については、道路占有連絡協議会において施工時期や施工方法を調整し、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故、渋滞を防止します。

### (2) 子どもの遊び場の確保

子どもたちが道路や駐車場で遊ぶことによる交通事故を防止し良好な生活環境づくりを図るため、都市公園や緑道等の整備を推進し、子どもが安全かつ自由に遊ぶことのできる場を提供します。

### (3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の破損、異常気象等により交通が危険であると認められる場合や道路工事のためやむを得ないと認められる場合には、「道路法(昭和27年法律第180号)」に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

### (4) 道路状況に応じた安全の確保

冬季における積雪、凍結路面对策として凍結防止剤の散布を実施します。

### (5) 踏切道の安全対策

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対するキャンペーン等を実施し、安全確認意識の向上を図ります。

## 第2節 交通安全思想の普及徹底

### 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全意識を向上させ交通マナーを身につけるため、幼児から高齢者まで、それぞれの発達段階やライフスタイルに合わせた体験・実践型の交通安全教室を実施します。また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進します。

#### (1) 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対しては、基本的な交通ルールを遵守しマナーを実践する態度を習得させることを目標とします。幼稚園、保育園及び認定こども園においては、日常の教育・保育活動のあらゆる場면을捉えて、交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。また、幼児の心身の発達や地域の交通状況を踏まえた幅広い教材・情報の提供等を行うことにより交通安全教育の支援を行います。

#### (2) 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する知識と能力を高めることを目標とします。小学校においては、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性、自転車乗車時に必ずヘルメットを着用する意識付け等について重点的に交通安全教育を実施します。また、交通少年団の活動を通じた交通安全意識の育成を図ります。

#### (3) 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対しては、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって他の人々の安全にも配慮できることを目標とします。中学校においては、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者責任等について重点的に交通安全教育を実施します。

#### (4) 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対しては、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車の利用者として安全に道路を通行するための技術と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できることを目標とします。高校においては、自転車の安全な利用、危険の予測と回避等について理解を深めるとともに、応急手当等の実技指導等を含む実践的な交通安全教育を図ります。

#### (5) 大学生、成人に対する交通安全教育の推進

大学生と成人に対しては、自動車の安全運転の確保の観点から、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術・知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情や交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・マナーの向上を目標とします。大学や事業所における自主的な交通安全活動を促すとともに、関係機関等と連携した交通安全教育の充実に努めます。

#### (6) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が歩行又は運転する上での交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、老人クラブの会合などの多様な機会を捉えて交通安全教育を実施します。また、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の向上を図るため、老人クラブ等における交通安全部会の設置やシルバーリーダーの養成等を促進することにより、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう努めます。さらに、高齢者が安全、安心して外出できるよう、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努めます。

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる事故を未然に防ぐため、自動車に急発進抑制装置の設置を促進するとともに、電動車椅子やシニアカーを

利用する高齢者に対しては、利用におけるルールやマナー、事故防止における注意点などの啓発を行います。

#### (7) 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、介護者等を対象とした講習会の開催に努めます。

#### (8) 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対しては、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、交通安全講習会の開催を推進します。

## 2 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うにあたっては、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解するための参加・体験・実践型の教育方法を活用するとともに、家庭や地域から身近にある施設を活用した交通安全教育を推進します。

### (1) 参加、体験、実践型の教育の推進

受講者の年齢や道路交通の方法に応じて、自転車シミュレータ、エアバッグ・シートベルト衝撃体験車等の体験型の教育機材を用いた、より実践的な交通安全教室を実施します。さらに交通安全教育の理解度を確認し、教育の方法、利用する機材の見直しを行うなど、効果的な交通安全教育に努めます。このほか、従前の取り組みに加え、動画を活用した学習機会の提供やホームページ等の各種媒体を積極的に活用し、対面によらない交通安全教室や啓発活動を効果的に推進します。



交通安全教室の様子

### (2) 交通児童遊園での交通安全教育

交通トレーニングコースを利用して、交通ルールを身につけることのできる交通児童遊園において、交通安全教育を実施します。



交通児童遊園

### 3 交通安全に関する普及・啓発活動の推進

市民一人ひとりに交通安全思想の普及、浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、各季の交通安全運動を中心に啓発活動を実施します。

#### (1) 交通安全運動の推進

市民自身による交通環境の改善に向けた取組みを推進するための市民運動として、運動を主唱する春日井市交通安全推進協議会の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。また、交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施主体、運動重点、実施計画について広く周知し、市民参加型の交通安全運動として充実・発展を図ります。

#### (2) 横断歩行者の安全確保

運転者に対して横断歩道の手前に設置されている「横断歩道あり」(ダイヤモンドマーク)に対する啓発活動を推進するとともに、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育等を推進します。

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号に従うといった交通ルールの周知を図り、運転者に対する横断する意思を明確に伝える等、歩行者が自らの安全を確保するための交通行動をするよう、交通安全教育等を推進します。

#### (3) 交通事故を防止するための啓発活動の推進

交通情勢に即した特色ある啓発活動を展開します。

##### ・サボテン運転

市内で発生している交通事故発生原因を分析し、その対策として推進します。

「サ」 …左右の安全確認

「ボ」 …防衛運転の励行

「テン」 …早めのライト点灯



サボテン運転啓発チラシ

**・交通安全スリーS運動**

交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図ります。

Stop …信号や一時停止の遵守、横断歩道や交差点での歩行者優先、飲酒運転の根絶

Slow …交差点での徐行運転、子ども・高齢者接近時の減速運転

Smart…シートベルトの全席着用の徹底、思いやりをもった運転、運転中スマートフォン等は絶対に使用しないスマートな運転

**・ハンド・アップ運動**

運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪の広がりを推進します。

「歩行者が道路を横断するときは手を挙げ、ドライバーに横断することをアピールし、ドライバーには目と目を合わせ感謝の気持ちを伝えて横断する。」

「ドライバーは歩行者に思いやりの気持ちを持って停車する」

**(4) 自転車の安全利用の推進**

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を強化します。特に、自転車の歩道通行時におけるルールやスマートフォン等の操作や画面を見ながらの乗車、イヤホンを使用し周囲の音が聞こえない状態での乗車の危険性についての周知・徹底を図ります。

夕暮れの時間帯から夜間にかけての事故防止のため、自転車のライトの点灯、側面等への反射材用品の取付けを徹底します。

自転車に幼児を同乗させる場合において、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せる時は、シートベルトの着用を呼びかける啓発活動を推進します。

自転車の交通安全教育においては、自転車シミュレータを活用した参加体験型の講習の開催に努め、自転車乗車中の事故発生状況や特徴、自転車のルールについて理解させるとともに、安全利用の徹底を図ります。

春日井市自転車の安全な利用の推進に関する条例に基づき、点検整備等による安全で適正な車両管理の実施、自転車安全教育等の促進、自転車用ヘルメットの着用促進、自転車損害賠償保険等への加入促進などを実施します。

### (5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトについては、着用の効果や正しい着用方法についてエアバッグ・シートベルト衝撃体験車を活用した周知に努め、後部座席を含めた全ての座席における着用の徹底を図ります。

### (6) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートについては、その使用効果や正しい使用方法を周知するために、幼稚園や保育園、認定こども園と連携した保護者に対する広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

### (7) 反射材用品の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者や自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライトの普及を図るため、キャンペーンや交通安全教室、広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進します。また、反射材用品の視認効果や使用方法について理解を深めるため、体験型の教育・指導に努めます。

### (8) 危険運転根絶の推進

飲酒運転による危険性や交通事故の実態を周知する啓発活動を推進するとともに、飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図ります。また、重大な交通事故につながる極めて危険な行為であるあおり運転やながら運転の根絶を図ります。

### (9) 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報について、広報春日井、市ホームページ、情報モニター等の広報媒体の活用や、家庭、学校、職場、地域と一体となった広範なキャンペーンを積極的に行うことにより、効果的な広報の実施に努めます。

### (10) その他の普及啓発活動の推進

高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響についての広報を積極的に行います。また、他の年齢層に高齢者の行動特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車に配慮する意識を高める啓発を実施します。

### (11) 交通死亡事故多発時における緊急対策

交通死亡事故が多発した場合は、市民に対し交通事故への注意を喚起するために、「春日井市交通安全条例(平成13年条例第42号)」に基づく交通死亡事故多発非常事態宣言を発令するとともに、警察などの関係機関や団体と連携して総合的かつ集中的な事故防止対策を図ります。

## 4 交通安全に関する民間団体の主体的活動 及び住民の参加・協働の促進

市民の交通安全意識の高揚と、交通事故防止活動を推進するためには、各交通安全推進団体や市民自らの積極的な活動が重要であるため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの実情に即した身近な活動を行い、市民の参加・協働を積極的に推進します。

### (1) 交通安全に関する民間団体の主体的活動の促進

交通安全を推進する民間団体においては、諸行事に対する協力や交通安全に必要な資料を提供するなどその主体的な活動を促進し、地域団体においては、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるために、交通安全運動実施等の機会を利用した働きかけを行います。また、幼児を持つ母親で組織された「カンガルークラブ」の活動を支援し、親と子の会話等を通じた交通安全教育を推進します。

### (2) 地域における交通安全活動への参加・協働の促進

地域住民に留まらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学等も含め、交通社会の一員であるという意識を持つよう意識改革を進めることが重要であり、交通安全思想の普及徹底に当たっては、それぞれの地域における身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進めます。また、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、市民が主体的に行う交通安全施設等の点検や、交通安全委員を始めとする地域の様々なボランティアによる監視活動等、各地域に根ざした交通安全対策を推進します。

## 5 暴走族等対策の推進

暴走族対策を推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進します。

### (1) 暴走族追放気運の高揚

暴走族追放気運を高揚させるため、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、地域の関連団体等との連携を図りながら、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進します。

### (2) 車両の不正改造の防止及び排除

暴走行為を助長するような車両の不正な改造の防止、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないために、不正改造車を排除する運動等の広報活動を推進します。

## 第3節 救助・救急活動の充実

### 1 救助・救急体制の整備

交通事故による救急出場件数はここ数年ほぼ一定の水準で推移しているものの、その業務及び事故の種類、内容は複雑多様化しており、こうした状況に対処するための最新の装備を備えた緊急車両の配備や、現場における応急手当についての普及啓発活動を推進します。

#### (1) 救急体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救急体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施に備えます。

#### (2) 多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実

多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備や救護訓練の実施及び消防機関、医療機関、警察等の関係機関との連携による救助・救急体制の充実を図ります。

#### (3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急現場に居合わせた人が応急手当を実施することにより、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関が行う講習会等による普及啓発活動を推進します。講習会の実施においては、心肺蘇生法訓練人形等を用いた実践的な講習に努めます。

#### (4) 救急救命士の養成・配置の推進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のために、救急救命士を計画的に配置できるための養成を図ります。

### (5) 救助・救急資機材の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士がより高度な救急救命処置を行うための高規格救急自動車や高度救命処置用資機材の整備を推進します。

### (6) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進します。

### (7) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道における救急業務については、警察、中日本高速道路株式会社と連携して適切かつ効率的な人命救護を行います。

### (8) 危険物輸送に関する安全の確保

危険物運搬車両等の交通事故による危険物の流出が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理を行うため、危険物に対応することのできる装備資機材の整備を図るとともに、危険物輸送時の事故に起因する被害の軽減に資するイエローカード（危険物有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）携行の指導や、火災、流出事故を未然に防止するため、危険物取扱者免状の携行等の関係法令の遵守状況等について、危険物運送業者への路上立入検査を実施します。

## 2 救急医療体制及び協力関係の確保

交通事故による負傷者の救命を図り、また被害を最小限にとどめるための救急医療体制を確保するとともに、迅速な救急活動を行う連絡体制の整備を推進します。

### (1) 交通事故負傷者の救急医療体制の確保

交通事故による負傷者の救命や治療のための救急医療体制については、春日井市民病院を始めとする、市内及び近隣の病院での受け入れ態勢の確保・維持に努めます。

### (2) 救急関係機関の協力関係の確保

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関と消防機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進します。

## 第4節 被害者支援の充実と推進

### 1 交通事故相談等の充実

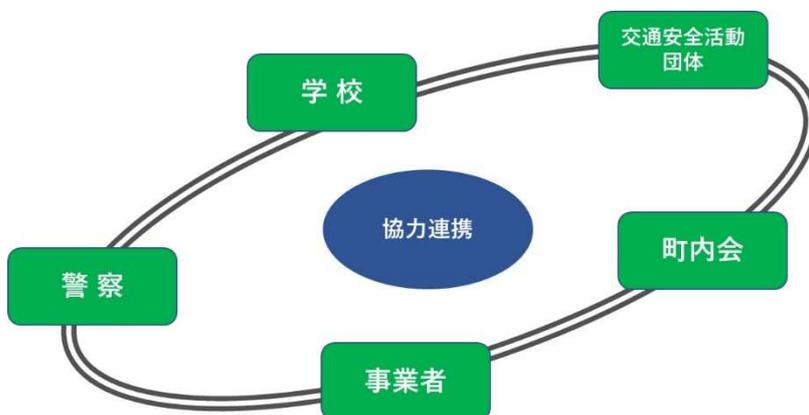
交通事故被害者等は、精神的に大きな打撃を受けている上、交通事故に関する知識や情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談が受けられる機会や情報提供の充実を図ります。

#### (1) 交通事故相談の推進

交通事故被害者等に対する円滑かつ適正な相談活動を行うため、市民相談コーナーにおいて交通事故相談を実施します。また、市ホームページや広報春日井を活用し、交通事故相談活動や情報提供の充実を図り、交通事故当事者に対して広く相談等の機会を提供します。

## 1 全ての関係機関等が連携した交通安全の推進

学校、警察、事業者、地元町内会や交通安全活動団体を含めた全ての関係機関が緊密な連携を図り、情報の共有や意見交換を行い本計画の施策を推進するとともに、地域住民の自主的な交通安全活動を促進し、協力・連携して交通安全対策を進めます。



## 2 庁内推進体制の充実

本計画に盛り込まれた施策事業の実施にあたっては、庁内関係部局と日頃から情報の共有や意見交換を行うなど連携強化に努め、施策事業の効果的な推進を図ります。

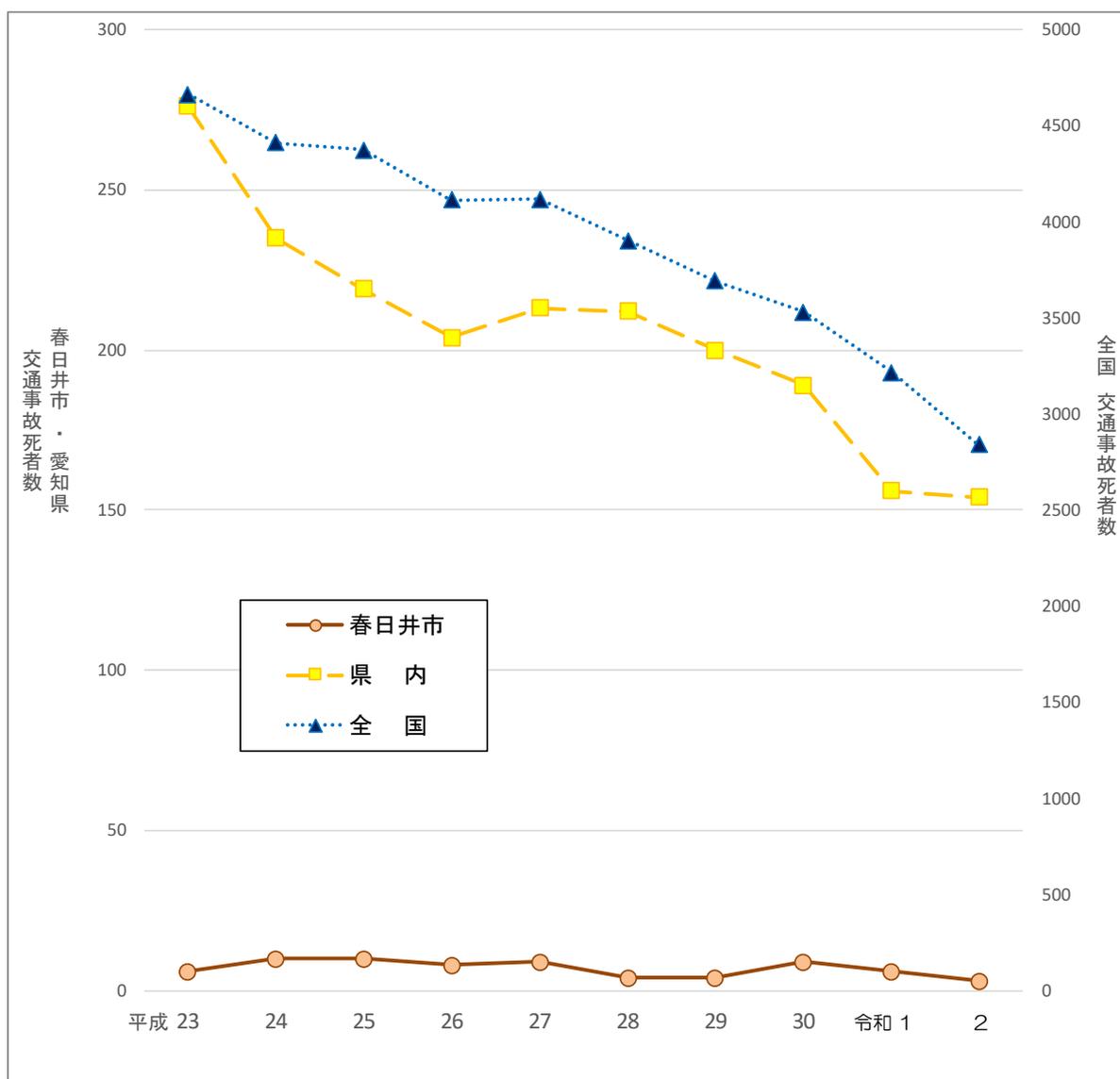
## 3 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用して適切な進捗管理を行っていきます。Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）の一連の流れにより、施策に設けた指標を基に評価するとともに、課題を抽出しその改善を図る作業の繰り返しを継続的に取り組みます。



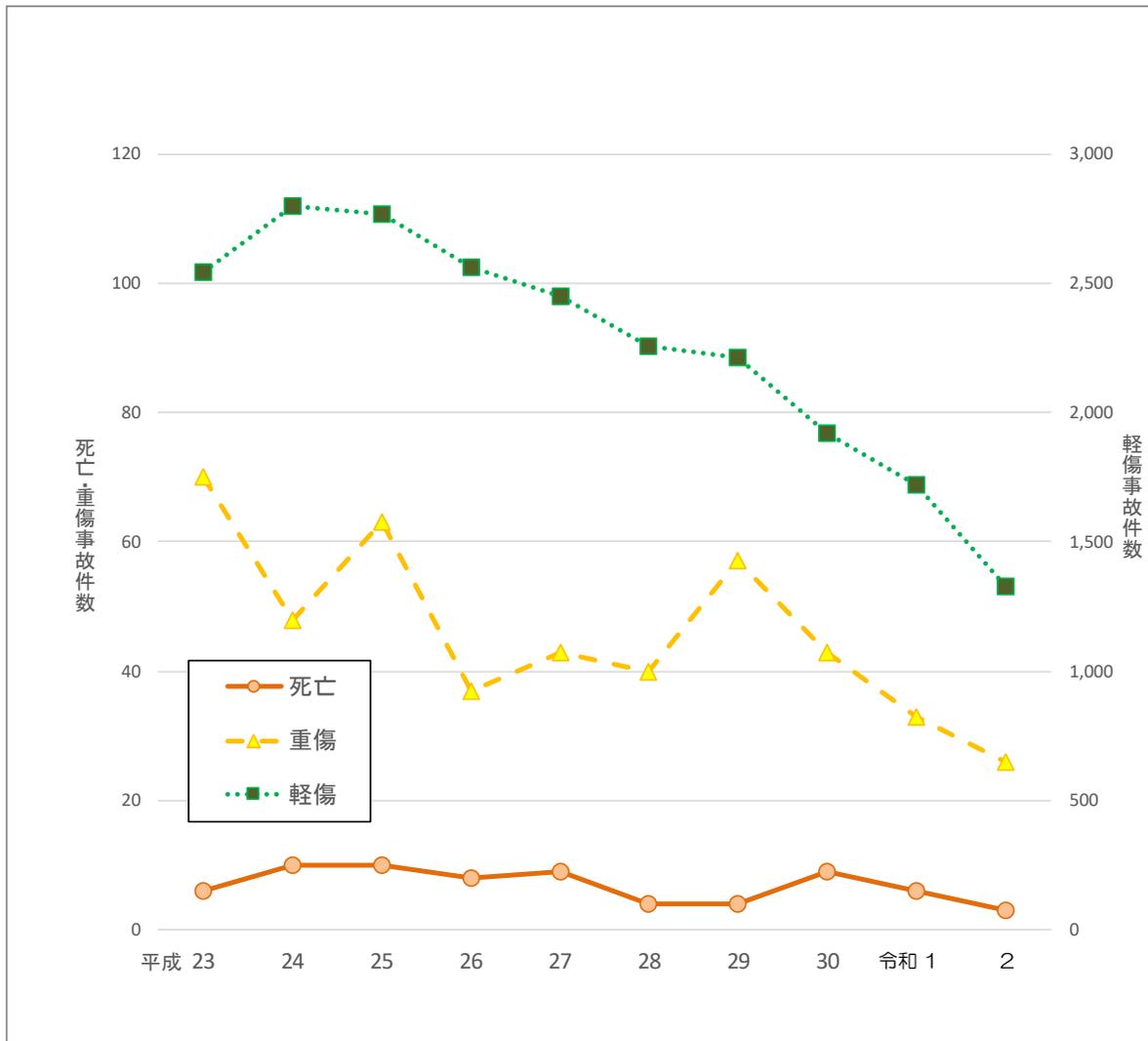
## 1 交通事故死者数の推移

区分	年	平成	23	24	25	26	27	28	29	30	令和	1	2
	春日井市		6	10	10	8	9	4	4	9	6	3	
県内		276	235	219	204	213	212	200	189	156	154		
全国		4,663	4,411	4,373	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839		



## 2 市内人身事故の推移

区分		年									
		平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 1	2
死亡	(件)	6	9	9	8	9	4	4	9	6	3
	(人)	6	10	10	8	9	4	4	9	6	3
重傷	(件)	69	48	58	36	43	38	55	41	33	25
	(人)	70	48	63	37	43	40	57	43	33	26
軽傷	(件)	2,073	2,211	2,175	2,025	1,967	1,813	1,800	1,557	1,444	1,122
	(人)	2,542	2,796	2,766	2,561	2,451	2,254	2,214	1,918	1,721	1,328
合計	(件)	2,148	2,268	2,242	2,069	2,019	1,855	1,859	1,607	1,483	1,150
	(人)	2,618	2,854	2,839	2,606	2,503	2,298	2,275	1,970	1,760	1,357



## 3 市内年齢別交通事故死傷者数の推移

区分	年	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 1	2
子ども (15歳以下)	(死者数)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	(死傷者数)	197	233	251	234	164	171	192	163	122	82
若者 (16~24歳)	(死者数)	2	5	0	1	2	1	0	0	1	1
	(死傷者数)	464	488	476	442	405	346	409	291	275	228
一般 (25~64歳)	(死者数)	0	0	3	2	1	3	1	4	2	0
	(死傷者数)	1,630	1,794	1,748	1,594	1,576	1,475	1,366	1,232	1,120	828
高齢者 (65歳以上)	(死者数)	4	5	7	5	5	0	3	5	3	2
	(死傷者数)	327	339	364	336	358	306	310	284	243	219
合計	(死者数)	6	10	10	8	9	4	4	9	6	3
	(死傷者数)	2,618	2,854	2,839	2,606	2,503	2,298	2,277	1,970	1,760	1,357

